

令和8年度  
国営土地改良事業地区調査  
最上川下流右岸二期地区他環境配慮基本方針  
(案)作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 令和8年度国営土地改良事業地区調査最上川下流右岸二期地区他環境配慮基本方針（案）作成その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査最上川下流右岸二期地区の鳥類調査、環境配慮基本方針（案）の補足及び環境アドバイザーからの意見聴取を行う。また、同能代二期地区については、鳥類調査及び環境配慮計画（案）の補足を行うものである。

### (場所)

第1-3条 本業務の対象地区は、山形県酒田市及び庄内町、秋田県能代市他2町地内で、「別添-1位置図（山形県）」、「別添-2位置図（秋田県）」に示すとおりである。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格「以下、「調査基準価格」という。」を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料を基に以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

### (一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施のための立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。  
なお、現地立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- (2) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連携を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員に資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

### (管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境
	農業	農業農村工学 農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画 農村環境
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 本業務の実施にあたっては、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（制定（改訂）平成27年5月（社）農業農村工学会）」を適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(参考図書)

第2-2条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業 協会	平成5年3月 平成6年6月 別冊
2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	(社) 農業農村工学 会	平成16年5月

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は次表のとおりとする。

番号	分 類	貸 与 資 料	数量
1	事業計画	国営能代開拓 事業誌	1式
2	事業計画	国営能代開拓建設事業 事業成績書	1式
3	調査資料	令和4年度地域整備方向検討調査 能代二期地区概略施設整備構想策定調査業務報告書	1式
4	調査資料	令和5年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区環境調査業務報告書	1式
5	調査資料	令和5年度国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区環境調査業務	1式
6	調査資料	令和6年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区第2号導水路耐震性能値照査その他業務	1式
7	調査資料	令和6年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区環境配慮計画策定業務	1式
8	調査資料	令和6年度国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区環境調査(その2)業務	1式
9	調査資料	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区他 経済効果算定その他業務	1式
10	その他	国営土地改良事業地区における「環境との調和への配慮に関する計画」の作成について(2農振第3830号改正令和3年4月1日)	1式
11	その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者

と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区土地改良事業計画書（案）他作成業務（仮称）	令和8年4月～ 令和9年2月（予定）
2	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区平沢揚水機場他基本設計その他業務 （仮称）	令和8年4月～ 令和9年2月（予定）
3	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区導水幹線用水路他基本設計その他業務 （仮称）	令和8年4月～ 令和9年2月（予定）

### 第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、作業の詳細は、別紙-1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 計画準備	1式	
1-1. 現地踏査	1式	
1-2. 計画立案	1式	
2. 能代二期地区	1式	
2-1. 鳥類調査	1式	
2-2. 環境配慮計画（案）の補足	1式	
3. 最上川下流右岸二期地区	1式	
3-1. 鳥類調査	1式	
3-2. 環境アドバイザー意見聴取	1式	
3-3. 環境配慮基本方針（案）の補足	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

（作業の留意点）

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

（1）第3-1条（作業項目及び数量）における、「2-1. 鳥類調査」の調査対象施設の位置については、「別紙-2 鳥類調査対象施設位置図」に示す区間を対象とする。

（2）貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

（3）特に留意する点がある場合には、業務報告書等に記載するものとする。

### 第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条 共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 報告書中間取りまとめ段階

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記

録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号  
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 環境配慮計画(案)の補足において、追加作業が必要となった場合
- (5) 環境調査について、追加調査が必要となった場合
- (6) 履行期間の変更が生じた場合
- (7) 関係機関等対外的協議等により調査計画等に変更が生じた場合
- (8) その他

## 第7章 業務スライドの施行

(業務スライドの施行)

第7-1条

- 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分

- の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
  - 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
  - 7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 8) 4)及び7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
  - 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第8章 定めなき事項

### (定めなき事項)

- 第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 作業項目内訳表

令和8年度 国営土地改良事業地区調査

最上川下流右岸二期地区他環境配慮基本方針（案）作成その他業務

I. 設計作業

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 計画準備		
1-1. 現地踏査	調査地点の設定及び調査計画の作成を目的として現地踏査を行う。	○
1-2. 計画立案	調査計画を立案し調査計画書を作成する。	○
2. 能代二期地区		
2-1. 鳥類調査	調査地点を定点地点とし、朝、昼、夕方の各時間帯に調査を行い、確認した種を生息環境と共に記録するとともに、調査地点の鳥類相の特性を解析、考察する。 【調査地点】 第2号導水路の地上部周辺（1地点） 鳥類調査対象施設位置は、「別紙-2 鳥類調査対象施設位置図」に示す。 【調査時期】 春期（1回）、秋期（1回）	○
2-2. 環境配慮計画（案）の補足	2-1の調査結果や関連業務の事業構想等に基づき、過年度業務で作成している環境配慮計画（案）を補足・修正する。	○
3. 最上川下流右岸二期地区		
3-1. 鳥類調査	調査地点を定点地点とし、朝、昼、夕方の各時間帯に調査を行い、確認した種を生息環境と共に記録するとともに、調査地点の鳥類相の特性を解析、考察する。 【調査地点】 最上川の草薙頭首工周辺（1地点） 【調査時期】 春期（1回）、秋期（1回）	○
3-2. 環境アドバイザー意見聴取	地域の生物生態に詳しい有識者（環境アドバイザー）3名に対して、現地調査結果を説明するとともに、環境配慮基本方針（案）について、意見聴取を行う。 なお、意見聴取は酒田市地内の会議場に3名の環境アドバイザーを招集し、意見交換会の形式で実施することを想定している。	○
3-3. 環境配慮基本方針（案）の補足	3-1の調査結果や関連業務の事業構想、環境アドバイザーの意見聴取結果等に基づき、過年度業務で作成している環境配慮基本方針（案）を補足・修正する。 また、過年度業務で作成している環境配慮基本方針（案）の概要版を補足・修正する。	○
4. 点検取りまとめ	点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

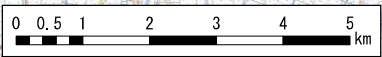
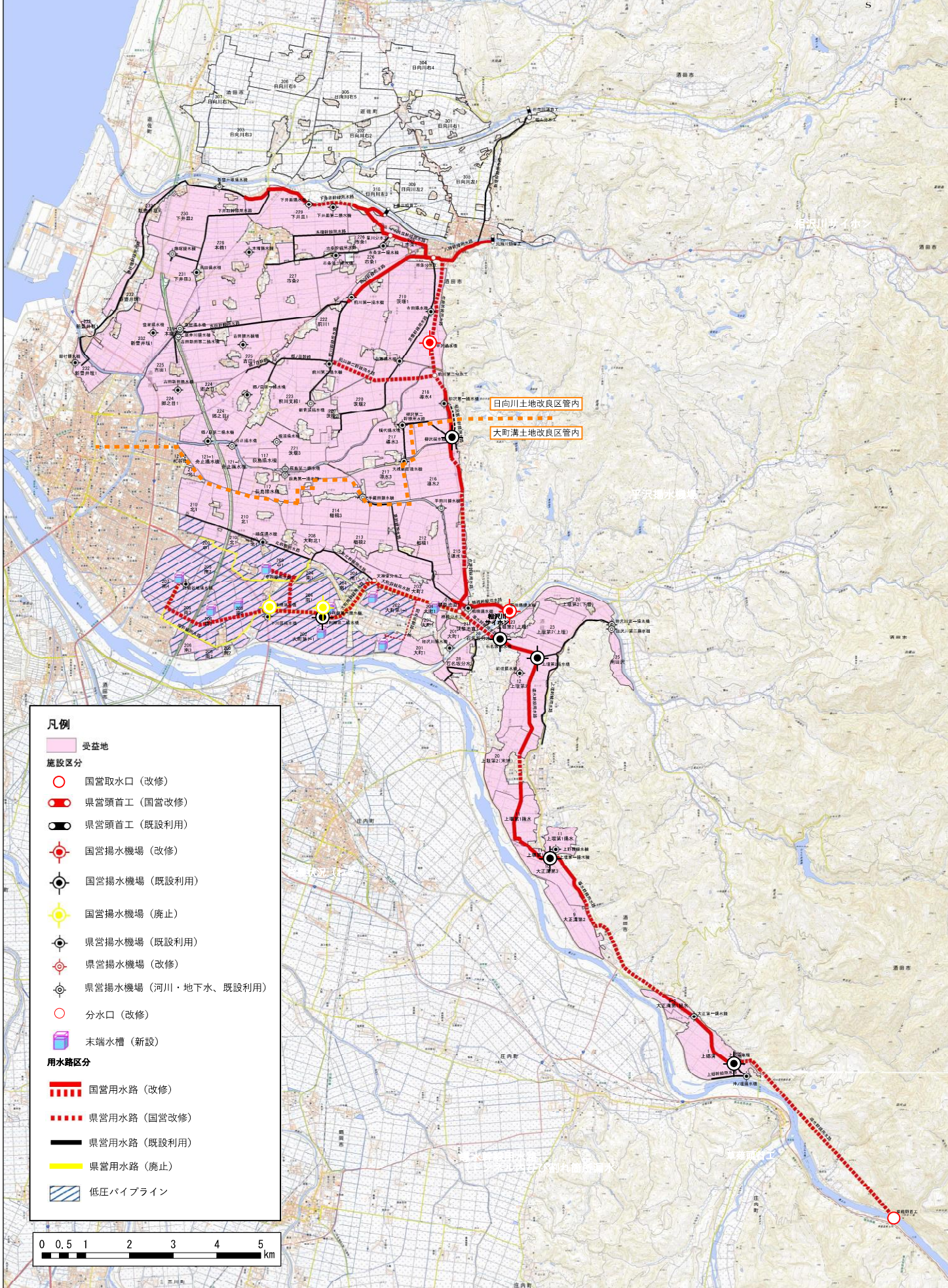
別紙-2 鳥類調査対象施設位置図

能代二期地区 第2号導水路鳥類調査対象施設



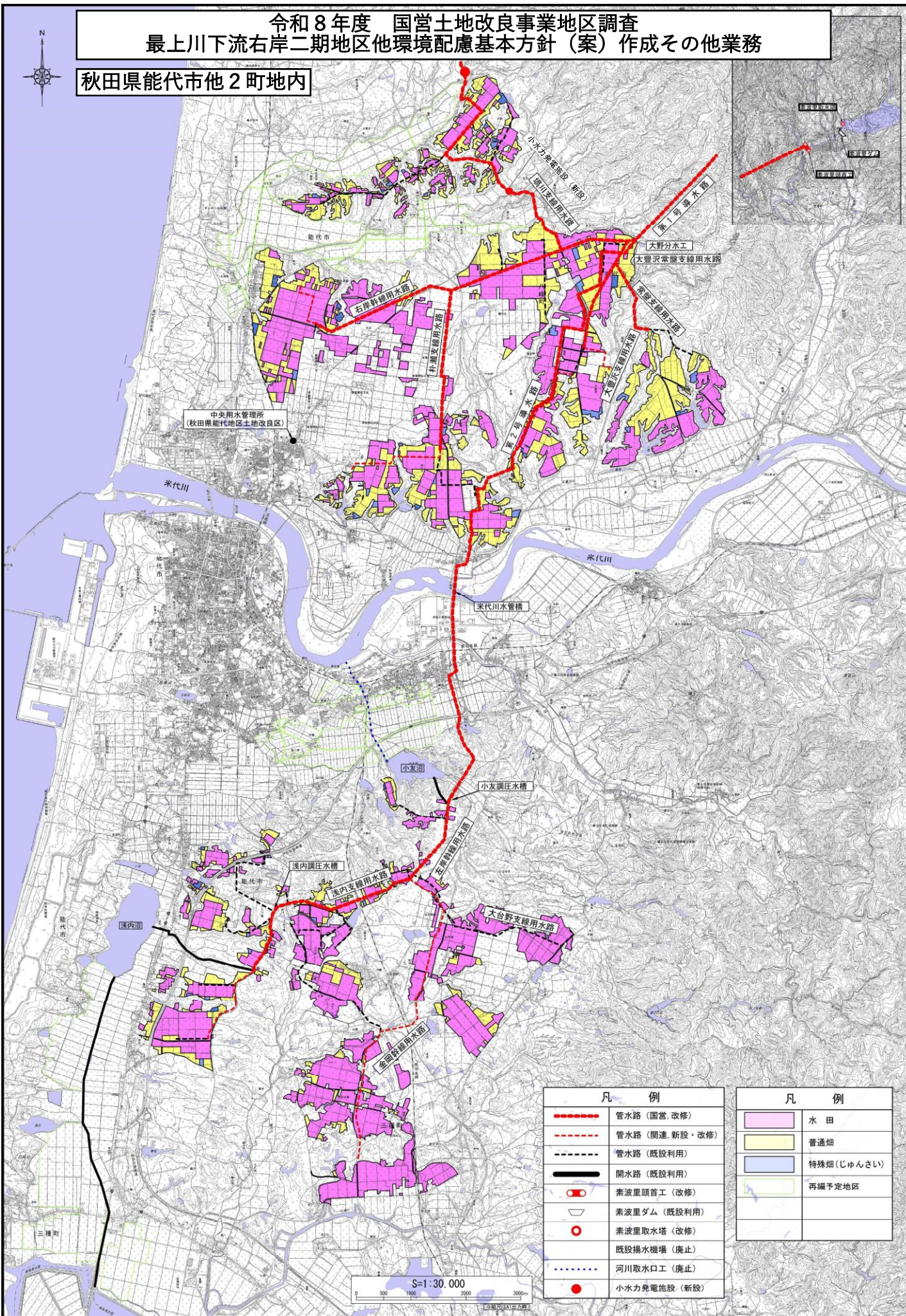
# 令和8年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流右岸二期地区他環境配慮基本方針 (案) 作成その他業務

## 山形県酒田市及び庄内町地内



令和8年度 国営土地改良事業地区調査  
最上川下流右岸二期地区他環境配慮基本方針(案)作成その他業務

秋田県能代市他2町地内



凡 例	
	管水路 (国営, 改修)
	管水路 (関連, 新設・改修)
	管水路 (既設利用)
	開水路 (既設利用)
	素波里頭首工 (改修)
	素波里ダム (既設利用)
	素波里取水塔 (改修)
	既設揚水機場 (廃止)
	河川取水口工 (廃止)
	小水力発電施設 (新設)

凡 例	
	水田
	普通畑
	特殊畑(じゅんさい)
	再編予定地区

S=1:30,000  
500 1000 2000 3000m